

全国児童福祉主管課長会議

【別冊資料】

（内閣府資料 1）

平成26年2月26日（水）

内閣府 子ども・子育て支援新制度準備室
文部科学省 初等中等教育局
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

目 次

1. 平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について（案）

※本資料の交付要綱については、あくまで現時点での案であり、今後内容に修正が生じる場合がありますので、予めご留意ください。

(案)

< 発 番 >
平成●●年●●月●●日

各 都道府県知事 殿

内 閣 府 事 務 次 官

平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育緊急確保事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成26年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

(案)

別紙

平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 保育緊急確保事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び内閣府所管補助金等交付規則（平成●年内閣府令第●号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第10条の規定により市町村が実施する保育緊急確保事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって子ども・子育て支援法に規定する教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、「保育緊急確保事業の実施について」（平成●年●月●日<発番>）に定める以下の事業とする。

ただし、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第56条の8第1項に規定する特定市町村においては、旧児童福祉法第56条の8第2項に規定する市町村保育計画に基づいて実施する以下の事業とする。

- (1) 小規模保育運営支援事業
- (2) グループ型小規模保育事業
- (3) 幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 認定こども園事業
- (6) 保育士等処遇改善臨時特例事業
- (7) 保育体制強化事業
- (8) 認可化移行総合支援事業
- (9) 民有地マッチング事業
- (10) 利用者支援事業
- (11) 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業
- (12) 地域子育て支援拠点事業
- (13) 一時預かり事業
- (14) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(案)

- (15) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- (16) 養育支援訪問事業
- (17) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (18) 子育て短期支援事業
- (19) 新規参入施設への巡回支援事業
- (20) へき地保育事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める種目ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) 第2欄の各種目ごとに、(1)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。
- (1) 保育士等処遇改善臨時特例事業に要する経費については、他の事業に配分の変更を行うことはできない。
 - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、

(案)

本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、次に行うものとする。
- (1) 市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、別紙様式3と併せて平成26年6月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更交付申請)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定)

- 8 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。
- 9 都道府県知事は内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
- 10 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(補助金の概算払い)

- 11 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払い計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 12 この補助金の事業実績の報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、平成27年4月10日（5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審

(案)

査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、別紙様式6と併せて平成27年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

13 都道府県知事は内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

(補助金の返還)

14 内閣総理大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事情により、4、6、7及び12に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(案)

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率																																								
待機児童解消 加速化プラン 関係事業	小規模保育運 営支援事業	<p>1 基本分単価（1人あたり月額）</p> <p>(1) 食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所</p> <table border="1"><thead><tr><th>年齢区分</th><th>A型</th><th>B型</th><th>C型</th></tr></thead><tbody><tr><td>4歳以上児</td><td>25,300円</td><td>25,300円</td><td>25,300円</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>30,800円</td><td>30,800円</td><td>30,800円</td></tr><tr><td>1・2歳児</td><td>88,900円</td><td>76,000円</td><td>85,600円</td></tr><tr><td>乳児</td><td>157,100円</td><td>130,400円</td><td>85,600円</td></tr></tbody></table> <p>(2) 食事について、その他の方法により提供する事業所</p> <table border="1"><thead><tr><th>年齢区分</th><th>A型</th><th>B型</th><th>C型</th></tr></thead><tbody><tr><td>4歳以上児</td><td>15,900円</td><td>15,900円</td><td>15,900円</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>20,400円</td><td>20,400円</td><td>20,400円</td></tr><tr><td>1・2歳児</td><td>74,100円</td><td>61,200円</td><td>73,100円</td></tr><tr><td>乳児</td><td>139,300円</td><td>112,600円</td><td>73,100円</td></tr></tbody></table> <p>※ 年齢区分については、平成26年3月31日の満年齢よるものとする。 ただし、年度途中で利用を開始した児童については、利用を開始した日の属する月の初日の満年齢によるものとする。</p> <p>※ 基準額については、次の算式により算定した額の合計額とすること。</p> <ul style="list-style-type: none">算式1（各月初日の入所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月初日の年齢区分ごとの入所児童数算式2（月途中入所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日	年齢区分	A型	B型	C型	4歳以上児	25,300円	25,300円	25,300円	3歳児	30,800円	30,800円	30,800円	1・2歳児	88,900円	76,000円	85,600円	乳児	157,100円	130,400円	85,600円	年齢区分	A型	B型	C型	4歳以上児	15,900円	15,900円	15,900円	3歳児	20,400円	20,400円	20,400円	1・2歳児	74,100円	61,200円	73,100円	乳児	139,300円	112,600円	73,100円	小規模保育運営支援事業の実施に必要な経費	1 / 2
年齢区分	A型	B型	C型																																									
4歳以上児	25,300円	25,300円	25,300円																																									
3歳児	30,800円	30,800円	30,800円																																									
1・2歳児	88,900円	76,000円	85,600円																																									
乳児	157,100円	130,400円	85,600円																																									
年齢区分	A型	B型	C型																																									
4歳以上児	15,900円	15,900円	15,900円																																									
3歳児	20,400円	20,400円	20,400円																																									
1・2歳児	74,100円	61,200円	73,100円																																									
乳児	139,300円	112,600円	73,100円																																									

(案)

	<p>・算式3 (月途中退所児童の場合) 年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷25日 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>2 連携施設経費 1 か所当たり月額 24,600円</p> <p>※ 連携施設を設定している場合のみ算定</p>		
グループ型小規模保育事業	<p>1 家庭的保育者経費 児童1人当たり月額 52,300円</p> <p>2 家庭的保育支援者経費 (1) 家庭的保育者6人以上に対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 4,545,000円 (事業期間が6か月未満の場合は、2,272,000円)</p> <p>(2) 家庭的保育者3～5人に対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 2,272,000円 (事業期間が6か月未満の場合は、1,136,000円)</p> <p>3 連携保育所経費又は実施保育所経費 (1) 基本分 1か所当たり年額 800,000円 (事業期間が6か月未満の場合は、400,000円)</p> <p>(2) 加算分 基本分に加え家庭的保育者1人につき次の年額単価を加算 120,000円 (事業期間が6か月未満の場合は、60,000円)</p> <p>4 家庭的保育補助者経費 児童1人当たり月額 26,000円</p> <p>※ 家庭的保育補助者を雇用している場合のみ算定すること。</p> <p>※ グループ内に家庭的保育補助者が配置されていても、補助者を配置していない家庭的保育者が担当する児童数は算定できない。</p>	グループ型小規模保育事業の実施に必要な経費	1 / 2

(案)

	<p>5 保育事業管理者経費</p> <p>1 グループ当たり月額 60,000円</p> <p>※ 保育事業管理者を配置しているグループについてのみ算定</p>		
幼稚園における長時間預かり保育支援事業	<p>4歳以上児（月額） 9,000円</p> <p>3歳児（月額） 11,000円</p> <p>1・2歳児（月額） 57,000円</p> <p>（満3歳児として私学助成（一般補助）の対象となる園児については、年度内において46,000円とする。）</p> <p>乳児（月額） 107,000円</p> <p>※ 年齢区分については、平成26年3月31日の満年齢よるものとする。</p> <p>※ 基準額については、次の算式により算定した額の合計額とすること。</p> <p>・算式1（各月初日の入所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月初日の年齢区分ごとの入所児童数</p> <p>・算式2（月途中入所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日） ÷25日</p> <p>・算式3（月途中退所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日÷25日）</p> <p>（注）10円未満の端数は切り捨てる。</p>	幼稚園における長時間預かり保育支援事業の実施に必要な経費	1 / 2
家庭的保育事業	<p>1 家庭的保育者経費</p> <p>児童1人当たり月額 52,300円</p> <p>2 家庭的保育支援者経費</p> <p>（1）家庭的保育者6人以上に対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 4,545,000円 （事業期間が6か月未満の場合は、2,272,000円）</p>	家庭的保育事業の実施に必要な経費	1 / 2

(案)

	<p>(2) 家庭的保育者3～5人に対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 2,272,000円 (事業期間が6か月未満の場合は、1,136,000円)</p> <p>3 連携保育所経費又は実施保育所経費</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 800,000円 (事業期間が6か月未満の場合は、400,000円)</p> <p>(2) 加算分 基本分に加え家庭的保育者1人につき次の 年額単価を加算 120,000円 (事業期間が6か月未満の場合は、60,000円)</p> <p>4 家庭的保育補助者経費 児童1人当たり月額 26,000円 ※ 家庭的保育補助者を雇用している場合のみ算定すること</p> <p>5 家庭的保育開設準備経費 定員1人当たり 26,000円 ※ 家庭的保育事業を新規に開始する場合のみ算定すること</p>																									
認定こども園事業	<p>1 機能部分に対する補助(児童1人あたり月額)</p> <table border="1"><thead><tr><th>年齢区分</th><th>保育所型認定こども園</th><th>幼稚園型認定こども園</th></tr></thead><tbody><tr><td>4歳以上児</td><td>13,000円</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>13,000円</td><td>22,000円</td></tr><tr><td>1・2歳児</td><td>—</td><td>57,000円</td></tr><tr><td>乳児</td><td>—</td><td>107,000円</td></tr></tbody></table> <p>2 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助(児童1人あたり月額)</p> <table border="1"><thead><tr><th>年齢区分</th><th>認定幼稚園</th></tr></thead><tbody><tr><td>4歳以上児</td><td>9,000円</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>46,000円</td></tr></tbody></table> <p>※ 年齢区分については、平成26年3月31日の満年齢よるものとする。</p>	年齢区分	保育所型認定こども園	幼稚園型認定こども園	4歳以上児	13,000円	18,000円	3歳児	13,000円	22,000円	1・2歳児	—	57,000円	乳児	—	107,000円	年齢区分	認定幼稚園	4歳以上児	9,000円	3歳児	11,000円	2歳児	46,000円	認定こども園事業の実施に要する経費	1/2
年齢区分	保育所型認定こども園	幼稚園型認定こども園																								
4歳以上児	13,000円	18,000円																								
3歳児	13,000円	22,000円																								
1・2歳児	—	57,000円																								
乳児	—	107,000円																								
年齢区分	認定幼稚園																									
4歳以上児	9,000円																									
3歳児	11,000円																									
2歳児	46,000円																									

(案)

	<p>※ 基準額については、次の算式により算定した額の合計額とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算式1 (各月初日の入所児童の場合) 年齢区分ごとの単価×その月初日の年齢区分ごとの入所児童数 ・算式2 (月途中入所児童の場合) 年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日からの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷25日 ・算式3 (月途中退所児童の場合) 年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷25日 <p>(注) 10円未満の端数は切り捨てる。</p>		
保育士等処遇改善臨時特例事業	<p>1 基本事業 「保育士等処遇改善臨時特例事業の実施について」(平成●年●月●日<発番>)の別紙「保育士等処遇改善臨時特例事業実施要綱」の6に規定するところにより、保育士等処遇改善臨時特例事業を実施する私立保育所ごとに算定された額の合計額</p> <p>2 市町村事務費 保育所1か所当たり 150,000円 (1市町村の上限額を10,000,000円とする。)</p>	<p>1. 基本事業の実施に必要な経費</p> <p>2. 市町村が事業を実施するために必要な職員手当等(時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当)、共済費(賃金に係る社会保険料)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料、賃借料等</p>	3 / 4
保育体制強化事業	<p>1か所当たり月額 90,000円</p>	<p>保育体制強化事業を実施するために必要な経費</p>	1 / 2

(案)

認可化移行総合支援事業	<p>1. 認可化移行可能性調査支援 1 か所当たり 400,000円</p> <p>2. 運営費支援 (1) A型 ア 基本分 (児童1人当たり月額)</p> <p>①職員配置が設備運営基準第33条を満たす施設</p> <table border="0"><tr><td>4歳以上児</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>22,000円</td></tr><tr><td>1・2歳児</td><td>57,000円</td></tr><tr><td>乳児</td><td>107,000円</td></tr></table> <p>②保育士又は看護師の配置が設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の6割以上である施設 (①の施設を除く)</p> <table border="0"><tr><td>4歳以上児</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>1・2歳児</td><td>48,000円</td></tr><tr><td>乳児</td><td>89,000円</td></tr></table> <p>③保育士又は看護師の配置が設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の1/3以上である施設 (①及び②の施設を除く)</p> <table border="0"><tr><td>4歳以上児</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>1・2歳児</td><td>39,000円</td></tr><tr><td>乳児</td><td>72,000円</td></tr></table> <p>※ 年齢区分については、平成26年3月31日の満年齢よるものとする。</p> <p>※ 基準額については、次の算式により算定した額の合計額とすること。</p> <p>・算式1 (各月初日の入所児童の場合) 年齢区分ごとの単価×その月初日の年齢区分ごとの入所児童数</p>	4歳以上児	18,000円	3歳児	22,000円	1・2歳児	57,000円	乳児	107,000円	4歳以上児	15,000円	3歳児	18,000円	1・2歳児	48,000円	乳児	89,000円	4歳以上児	12,000円	3歳児	15,000円	1・2歳児	39,000円	乳児	72,000円	認可化移行総合支援事業を実施するために必要な経費	1 / 2
4歳以上児	18,000円																										
3歳児	22,000円																										
1・2歳児	57,000円																										
乳児	107,000円																										
4歳以上児	15,000円																										
3歳児	18,000円																										
1・2歳児	48,000円																										
乳児	89,000円																										
4歳以上児	12,000円																										
3歳児	15,000円																										
1・2歳児	39,000円																										
乳児	72,000円																										

(案)

- ・算式2 (月途中入所児童の場合)

年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日からの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷25日

- ・算式3 (月途中退所児童の場合)

年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

イ 認可外保育施設開設準備費加算

定員1人当たり 7,500円

(新設または定員増を行う場合に限る。定員増をした場合は増加した定員について加算の対象となる。)

(2) B型

ア 基本分 (児童1人当たり月額)

①職員配置が設備運営基準第33条を満たす施設

4歳以上児 18,000円

3歳児 22,000円

1・2歳児 57,000円

乳児 107,000円

②①以外の施設

4歳以上児 12,000円

3歳児 15,000円

1・2歳児 39,000円

乳児 72,000円

※ 年齢区分については、平成26年3月31日の満年齢よるものとする。

※ 基準額については、次の算式により算定した額の合計額とすること。

- ・算式1 (各月初日の入所児童の場合)

年齢区分ごとの単価×その月初日の年齢区分ごとの入所児童数

(案)

		<ul style="list-style-type: none"> ・算式2 (月途中入所児童の場合) 年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日からの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷25日 ・算式3 (月途中退所児童の場合) 年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷25日 <p>(注) 10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>イ 認可外保育施設開設準備費加算 定員1人当たり 7,500円 (新設または定員増を行う場合に限る。定員増をした場合は増加した定員について加算の対象となる。)</p> <p>3. 認可化移行助言指導支援 1施設当たり 460,000円</p> <p>4. 移転費等支援 (1施設1回限り) (1) 移転費 1施設当たり 1,200,000円 (2) 仮設設置費 1施設当たり 3,800,000円</p>		
<p>民有地マッチング事業</p>	<p>1 市町村当たり年額 5,000,000円</p>		<p>民有地マッチング事業の実施に必要な経費</p>	<p>1 / 2</p>
<p>利用者支援事業</p>	<p>1 基本型 (「利用者支援事業の実施について」(平成●年●月●日●号。以下この種目において「実施要綱」という。)) の4の(3) ①～④の全てを実施している施設) 1か所当たり年額 6,732,000円</p>		<p>利用者支援事業の実施に必要な経費</p>	<p>1 / 3</p>

(案)

		<p>※ 実施要綱の4の(3)について、教育施設、保育施設、地域の子育て支援事業等の全てを対象としていること。</p> <p>※ 実施要綱の4の(3)の②の「連絡・調整、連携、協働の体制づくり」については、このための会議を原則月1回以上実施すること。</p> <p>2 特定型（実施要綱の4の(3)の①から④の業務実施を基本としつつ、①についてその一部を実施し、②について必ずしも実施しない施設）</p> <p style="text-align: center;">1 か所当たり年額 2,639,000円</p> <p>※ 以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。</p> <p>ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年10月1日時点0～5歳児人口を10,000で除して得られた数を上限とする。（1万人未満切り上げ）</p> <p>ア 市町村内の認可保育所の平成25年10月1日時点での定員充足率が市町村内全体で100%以上であること</p> <p>イ 市町村内に認可保育所が100以上あること</p> <p>ウ 旧児童福祉法56条の8第1項に規定する特定市町村であること</p>		
<p>その他事業</p>	<p>放課後児童クラブ開所時間延長支援事業</p>	<p>1 事業者当たり年額 1,560,000円</p>	<p>事業を実施するために必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金</p>	<p>1 / 3</p>
	<p>地域子育て支援拠点事業</p>	<p>1 運営費（1か所当たり年額）</p> <p>（1）一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>（ア）常勤職員を配置した場合</p> <p style="padding-left: 2em;">3～4日型 4,814,000千円</p> <p style="padding-left: 2em;">5日型 7,453,000千円</p>	<p>地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費</p>	<p>1 / 3</p>

(案)

6～7日型 7,948,000千円

※「3～4日型」については非常勤職員を3名配置した場合に適用

※「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。

(イ) 非常勤のみを配置している場合

3～4日型 3,583,000円

5日型 4,386,000円

6～7日型 5,189,000円

イ 加算分

(ア) 子育て支援活動の展開を図る取組

3～4日型 1,230,000円

5日型 3,070,000円

6～7日型 2,760,000円

(イ) 地域支援 1,224,000円

ウ 出張ひろば 1,361,000円

エ 小規模指定施設

(ア) 基本分 2,598,000円

(イ) 加算分 1,363,000円

(2) 連携型

ア基本分

3～4日型 1,696,000円

5～7日型 2,662,000円

イ加算分 440,000円

2 開設準備経費(1か所当たり年額単価)

(1) 改修費等

1か所当たり 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料(開設前月分)

1か所当たり 600,000円

(案)

※ (1)(2)とも平成26年度中に支払われたものに限る。

一時預かり事業

1 運営費

(1) 一般型 (1か所当たり年額単価)

ア 基本分

(ア) 保育従事者が保育士又は1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において保育士とみなされた者が家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,473,000円
300人以上900人未満	1,580,000円
900人以上1,500人未満	2,840,000円
1,500人以上2,100人未満	4,100,000円
2,100人以上2,700人未満	5,360,000円
2,700人以上3,300人未満	6,620,000円
3,300人以上3,900人未満	7,880,000円
3,900人以上	9,140,000円

(イ) (ア) 以外 (地域密着Ⅱ型の経過措置を含む) の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,331,000円
300人以上900人未満	1,500,000円
900人以上1,500人未満	2,700,000円
1,500人以上2,100人未満	3,900,000円
2,100人以上2,700人未満	5,100,000円
2,700人以上3,300人未満	6,300,000円
3,300人以上3,900人未満	7,500,000円
3,900人以上	8,700,000円

イ 基幹型施設加算 1,010,000円

(2) 余裕活用型

児童1人当たり日額 2,100円

一時預かり事業の実施に必要な費用

1 / 3

(案)

	<p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成26年度中に支払われたものに限る。</p>		
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	<p>1 運営費（1市町村当たり年額）</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア 基本分</p> <p>会員数ごとに以下の金額とする</p> <ul style="list-style-type: none">・ 50人～ 99人 1,800,000円・ 100人～ 299人 2,000,000円・ 300人～ 599人 2,800,000円・ 600人～ 999人 4,000,000円・ 1,000人～1,499人 8,100,000円・ 1,500人～1,999人 12,100,000円・ 2,000人～2,999人 16,200,000円・ 3,000人以上 20,200,000円 <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 支部の設置か所数に応じた加算</p> <ul style="list-style-type: none">・ 10か所以上 10,100,000円・ 10か所未満 支部数×1,000,000円 <p>(イ) 24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算</p> <p style="text-align: right;">360,000円</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業</p> <p>ア 基本分</p> <p>病児・病後児の預かり等の利用件数ごとに以下の金額とする</p> <ul style="list-style-type: none">・ ～59件 1,800,000円・ 60件～119件 2,400,000円・ 120件～199件 3,800,000円・ 200件～299件 5,700,000円・ 300件～399件 7,700,000円・ 400件～599件 10,500,000円・ 600件以上 14,500,000円	ファミリー・サポート・センター事業の実施に必要な経費	1 / 3

(案)

	<p>イ 加算分</p> <p>(ア) 近隣市町村会員受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市町村あたり 1,000,000円 <p>(イ) 初年度体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始初年度に限り 1 市町村あたり 4,000,000円 <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 400,000円</p> <p>2 開設準備経費 (1 市町村当たり年額)</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料 (開設前月分) 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成26年度中に支払われたものに限る。</p>		
<p>乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)</p>	<p>1. 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>(1) ケース対応会議の開催</p> <p>(2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・家事援助 ・ 専門的相談支援 $\left(\text{乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数} - \left[\text{乳児家庭全戸訪問事業の対象となる全家庭数} \times 20\% \right] \right) \times 8,000\text{円}$ <p>2. 1以外の市町村</p> $\left(\text{乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数} - \left[\text{乳児家庭全戸訪問事業の対象となる全家庭数} \times 20\% \right] \right) \times 6,000\text{円}$	<p>乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) の実施に必要な経費</p>	<p>1 / 3</p>
<p>養育支援訪問事業</p>	<p>1. 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2. 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p>	<p>養育訪問支援事業の実施に必要な経費</p>	<p>1 / 3</p>

(案)

	<p>3. 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施</p> <p>訪問数 × 10,000円</p>		
<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</p>	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組</p> <p>(1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 人数 × 80,000円</p> <p>(2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 人数 × 80,000円</p> <p>2 ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 3,000,000円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 660,000円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組 720,000円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 640,000円</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費</p>	<p>1 / 3</p>
<p>子育て短期支援事業</p>	<p>1 運営費</p> <p>(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 8,630円 × 年間延べ日数</p> <p>イ 2歳以上児 4,720円 × 年間延べ日数</p> <p>ウ 緊急一時保護の母親 1,200円 × 年間延べ日数</p> <p>(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>(ア) 基本分 900円 × 年間延べ日数</p> <p>(イ) 宿泊分 900円 × 年間延べ日数</p> <p>イ 休日預かり事業 2,010円 × 年間延べ日数</p> <p>ウ 児童の送迎の実施 61,710円 × 箇所数</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) 4,000,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成26年度中に支払われたものに限る。</p> <p>※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事</p>	<p>子育て短期支援事業の実施に必要な経費</p>	<p>1 / 3</p>

(案)

		業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。		
新規参入施設への巡回支援事業	1施設当たり年額	400,000円	新規参入施設への巡回支援事業の実施に必要な経費	1 / 3
へき地保育事業	1か所当たり年額	4,000,000円	へき地保育事業の実施に必要な経費	1 / 2

保育緊急確保事業費補助金調書

市町村名 _____

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円		円	円		円	円	円	円		

(注)

1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長

印

平成26年度保育緊急確保事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 2 保育緊急確保事業費補助金所要額調書(別表1)
- 3 保育緊急確保事業費補助金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) その他参考となる資料

保育緊急確保事業費補助金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
I. 待機児童解消加速化プラン関係事業								
小規模保育運営支援事業								1/2
グループ型小規模保育事業								1/2
幼稚園における長時間預かり保育支援事業								1/2
家庭的保育事業								1/2
認定こども園事業								1/2
保育体制強化事業								1/2
認可移行総合支援事業								1/2
民有地マッチング事業								1/2
利用者支援事業								1/3
小計								
保育士等処遇改善臨時特例事業								3/4
待機児童解消加速化プラン関係事業 計								
II. その他事業								
放課後児童クラブ開所時間延長支援事業								1/3
地域子育て支援拠点事業								1/3
一時預かり事業								1/3
ファミリー・サポート・センター事業								1/3
乳児家庭全戸訪問事業								1/3
養育支援訪問事業								1/3
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3
子育て短期支援事業								1/3
新規参入施設への巡回支援事業								1/3
へき地保育事業								1/2
その他事業 計								
合計								

(記載上の注意)

- ⑤欄には、別表の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- G欄には、F欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

保育緊急確保事業費補助金内訳書

1. 小規模保育運営支援事業

市町村名

事業所名 ①	事業 類型 ②	連携施設の 有無 ③	食事の提供 方法 ④	設置 主体 ⑤	事業実施 月数 ⑥	定員 ⑦	利用児童数				対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
							⑧	4歳以上児 人	3歳児 人	1・2歳児 人		
					月	人	人	人	人	人	円	円
合計	か所	か所	か所	か所	か所	人	人	人	人	人	円	円
	A型 B型 C型	有 無	自 連 他	公 私								

(記載上の注意)

- ②欄は、A型・B型・C型の別を記入すること。
- ③欄は、連携施設が有る場合は「有」、無い場合には「無」と記入すること。
- ④欄は、自園調理の場合は「自」と、連携施設又は給食搬入施設から搬入の場合は「連」と、その他の方法による場合は「他」と記入すること。
- ⑤欄は、市町村の場合は「公」と、社会福祉法人等の場合は「私」と記入すること。
- ⑧欄は、各月の補助対象見込み児童数の合計を記入すること。(児童数の算出方法については、基準額の算出方法に準じること。)(小数点第2位まで記入。)

別表2

2. グループ型小規模保育事業

市町村名

連携・実施保育所、委託先法人名 (市町村自らが支援体制を 取る場合、その支援方法) ①	家庭的保育 支援者番号 ②	グループ番号 ③	家庭的保育者 番号 ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	事業実施 月数 ⑦	補助者数 (実人数) ⑧	利用児童数 (実人数) ⑨	延利用月 数 ⑩	実施形態 ⑪
				円	円	月	人	人	月	
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
か所	人	グループ	人	円	円	か所	人	人	月	合計
	6月以上					6月以上				1. か所
	6月未満					6月未満				2. か所

(記載上の注意)

- ①欄において、市町村自らが支援体制を取る場合の支援方法について上記の枠内に収まらない場合は別紙(様式任意)に記載し添付すること。
- ②欄は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
- ③欄は、グループごとに、通し番号を記入し、④欄の者の属するグループであることが分かるようにすること。
- ④欄は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
- ⑪欄は、該当する番号の左に○印を付すこと。

別表2

3. 幼稚園における長時間預かり保育支援事業

市町村名 _____

施設名称 ①	開園日数 ②	開園時間 ③	事業実施月数 ④	利用児童数						対象経費の 支出予定額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫
				乳児 ⑤	1・2歳児 ⑥	1・2歳児 (私学助成対象) ⑦	3歳児 ⑧	4歳以上児 ⑨	合計 ⑩		
				人	人	人	人	人	人	円	円
1									0		
2									0		
3									0		
4									0		
5									0		
計	か所										

(記載上の注意)

- ⑤～⑨欄は、各月の補助対象見込み児童数の合計を記入すること。(児童数の算出方法については、基準額の算出方法に準じること。)(小数点第2位まで記入。)
- ⑥欄には私学助成(一般補助)の対象外の児童数、⑦欄には満3歳児として私学助成(一般補助)の対象となる児童数を記載すること。

別表2

4. 家庭的保育事業

市町村名

① 連携・実施保育所、委託先法人名 (市町村自らが支援体制を 取る場合、その支援方法)	② 家庭的保育 支援者番号	③ 家庭的保育者 番号	④ 対象経費の 支出予定額	⑤ 国庫補助基準額	⑥ 事業実施 月数	⑦ 補助者数 (実人数)	⑧ 利用児童数 (実人数)	⑨ 延利用月数	⑩ 実施形態
			円	円	月	人	人	月	
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
か所	人	人	円	円	か所	人	人	月	合計 か所
	6月以上				6月以上				1. か所
	6月未満				6月未満				2. か所

(記載上の注意)

- ①欄において、市町村自らが支援体制を取る場合の支援方法について上記の枠内に収まらない場合は別紙(様式任意)に記載し添付すること。
- ②欄は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
- ③欄は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
- ⑩欄は、該当する番号の左に○印を付すこと。

別表2

5. 認定こども園事業

(1) 機能部分に対する補助

市町村名

認定こども園の名称 ①	類型 ②	事業実施 月数 ③	定員 ④	利用児童数				対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	
				⑤	4歳以上児	3歳児	1・2歳児			乳児
		月	人	人	人	人	人	人	円	円
合計	か所 幼 保	月	人	人	人	人	人	人	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、幼稚園型認定こども園の場合は「幼」と、保育所型認定こども園の場合は「保」と記入すること。
- ④欄は、本事業を行った認定こども園について、機能部分の定員を記入すること。
- ⑤欄は、各月の補助対象見込み児童数の合計を記入すること。(児童数の算出方法については、基準額の算出方法に準じること。)(小数点第2位まで記入。)

別表2

5. 認定こども園事業

(2) 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

認定こども園の名称 ①	類型 ②	事業実施 月数 ③	利用児童数			対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥		
			④	4歳以上児	3歳児			2歳児	
		月	人	人	人	人	円	円	
合計	か所 連 幼	か所	か所	人	人	人	人	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、幼保連携型認定こども園の場合「連」と、幼稚園型認定こども園の場合「幼」と記入すること。
- ④欄は、各月の補助対象見込み児童数の合計を記入すること。(児童数の算出方法については、基準額の算出方法に準じること。)(小数点第2位まで記入。)

別表2

6. 保育体制強化事業

市町村名

対象施設名 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③	保育支援者 配置年月日 ④	保育支援者 配置数 ⑤	保育支援者配置月 の保育士数 ⑥	保育支援者配置し た前年同月の保育 士数 ⑦	保育支援者配置月 の保育士以外の職 員数 ⑧	保育支援者配置し た前年同月の保育 士以外の職員数 ⑨
	円	円						
か所	円	円		人	人	人	人	人

(記載上の注意)

- ⑦⑨欄において、前年同月の実績がない場合は、「前年同月」を「保育所開所月」を読み替えること。
- ⑧欄の保育士以外の職員数には保育支援者は含まない。

別表2

7. 認可化移行総合支援事業(総括)

市町村名 _____

対 象 施 設 名 ①	補助内容(実施の有無)				
	運営費(A型) ②	運営費(B型) ③	調査費 ④	助言指導費 ⑤	移転費 ⑥
か所	か所	か所	か所	か所	か所

(記載上の注意)

1. ②～⑥欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	対象経費の支出予定額 円	国庫補助基準額 円
1. 運営費(A型)		
運営費(B型)		
2. 助言指導費		
3. 調査費		
4. 移転等支援費		
計		

別表2

7. 認可化移行総合支援事業(運営費A型)

市町村名

対象施設名 ①	対処経費の 支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③	事業実施 月数 ④	利用児童数				設備運営基 準第32条の 適否 ⑥	設備運営基 準第33条の 適否 ⑦	
				⑤	4歳以上児	3歳児	1・2歳児			乳児
	円	円	月	人	人	人	人	人		
か所	円	円	か所	人	人	人	人	人	か所	か所
								適 否		適 6割 1/3

(記載上の注意)

- ⑤欄は、各月の補助対象見込み児童数の合計を記入すること。(児童数の算出方法については、基準額の算出方法に準じること。)(小数点第2位まで記入。)
- ⑥欄は、設備運営基準第32条の基準を満たしている施設は「適」と、事業開始後5年以内に満たす見込みである施設は「否」と記入すること。
- ⑦欄は、保育士又は看護師の配置が設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数を満たす場合は「適」、6割である場合は「6割」、1/3以上である場合は「1/3」と記入すること。

別表2

7. 認可化移行総合支援事業(運営費B型)

市町村名

対 象 施 設 名 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③	事業実施 月数 ④	利用児童数				設備運営基 準第33条の 適否 ⑥	
				⑤	4歳以上児	3歳児	1・2歳児		乳児
	円	円	月	人	人	人	人	人	
か所	円	円	か所	人	人	人	人	人	か所
									適否

(記載上の注意)

- ⑤欄は、各月の補助対象見込み児童数の合計を記入すること。(児童数の算出方法については、基準額の算出方法に準じること。)(小数点第2位まで記入。)
- ⑥欄は、設備運営基準第33条の基準を満たしている施設は「適」と、子ども・子育て支援新制度施行前に満たす見込みである施設は「否」と記入すること。

別表2

7. 認可化移行総合支援事業(助言指導費) 市町村名

対 象 施 設 名 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③	移行計画書の 有無 ④	計画策定 年月日 ⑤	移行予定 年月日 ⑥
	円	円			
か所	円	円			

別表2

7. 認可化移行総合支援事業(調査費) 市町村名

対 象 施 設 名 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③	計画策定 年月日 ④	移行予定 年月日 ⑤
	円	円		
か所	円	円		

別表2

7. 認可化移行総合支援事業(移転費等)

市町村名

	施設名称 ①	対象経費の支出予定額		国庫補助基準額 ⑤
		②	移転費 ③	
		円	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
	合 計			

別表2

8. 民有地マッチング事業

市町村名

整備候補地		保育所整備法人等		マッチング数	整備決定数
応募数 ①	選定数 ②	応募数 ③	選定数 ④		
か所	か所	団体	団体	か所	か所

対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧
円	円

別表2

9. 利用者支援事業
(1)基本型

市町村名

NO	実施施設の名称 ①	実施場所 ②	委託・補助の別 ③	事業実施 月数 (月) ④	受付窓口の 開設日数 (週あたり) (日) ⑤	受付窓口の 開設時間 (1日あたり) (時間) ⑥	職員の配置			対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪
							専任職員 a (人) ⑦	補助職員 b (人) ⑧	計 a+b (人) ⑨		
1									0		
2									0		
3									0		
4									0		
5									0		
計	0か所										

(記入上の注意)

- ②欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、最低の時間数を記入すること。

(2)特定型

NO	実施施設の名称 ①	実施場所 ②	委託・補助の別 ③	事業実施 月数 (月) ④	受付窓口の 開設日数 (週あたり) (日) ⑤	受付窓口の 開設時間 (1日あたり) (時間) ⑥	職員の配置			実施対象施設・事業等 ⑩	0～5歳 児童人口 (万人) ⑪	実施自治体の 条件 ⑫	対象経費の 支出予定額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭
							専任職員 a (人) ⑦	補助職員 b (人) ⑧	計 a+b (人) ⑨					
1									0					
2									0					
3									0					
4									0					
5									0					
計	0か所													

(記入上の注意)

- ②欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、最低の時間数を記入すること。
- ⑩欄は、①教育施設、②保育施設、③地域の子育て支援事業等の中から対象としている分野を選択すること(複数選択可)
- ⑪欄は、0～5歳の児童人口を、1万人未満切上げにより記入すること。
- ⑫欄には、次の(1)～(3)のいずれかについて、該当する番号を記載すること。(複数選択可)
 - 市町村内の認可保育所の定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。
 - 市町村内に認可保育所を100施設以上有していること。
 - 旧児童福祉法第56条の8第1項に定める「特定市町村」であること。

別表2

10. 保育士等処遇改善臨時特例事業

市町村名

保育所名 ①	保育所ごとに算出した交付(見込)額 ② 円	配分調整後の交付(見込)額 ③ 円	対象経費の支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円
合計 か所	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ③欄について該当がない場合は「-」を記入すること。

別表2

11. 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業(総括表)

市町村名

事業者の名称(クラブ名)		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
		①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
		円	円	円	円	円	円	円	円
1						1,560,000			
2						1,560,000			
3						1,560,000			
4						1,560,000			
5						1,560,000			
6						1,560,000			
7						1,560,000			
8						1,560,000			
9						1,560,000			
10						1,560,000			
合 計									

(記載上の注意)

- ①欄、④欄には、賃金額の増加に必要な資金を計上し、放課後児童健全育成事業に通常要する費用(賃金額を増加する前の人件費、事業費)は計上しないこと。
- ⑤欄には、別表の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄の合計額、④欄の合計額及び⑤欄の合計額を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の合計額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

11. 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業(個表1)

市町村名

事業者の名称(クラブ名) ①	開所時間帯 における 従事者数 ②	うち「児童の遊 びを指導する 者」の数 ③	開設時間 (平日) ④	開設時間 (長期休暇等) ⑤	年間開所日数 ⑥	賃金改善す る従事者数 ⑦	賃金改善する給与項目					
							基本給 ⑧	手当 ⑨	手当の内容 ⑩	賞与 ⑪	その他 ⑫	その他の内容 ⑬
1			: ~ :	: ~ :								
2			: ~ :	: ~ :								
3			: ~ :	: ~ :								
4			: ~ :	: ~ :								
5			: ~ :	: ~ :								
6			: ~ :	: ~ :								
7			: ~ :	: ~ :								
8			: ~ :	: ~ :								
9			: ~ :	: ~ :								
10			: ~ :	: ~ :								

(記載上の注意)

1. ①欄の事業者の名称(クラブ名)は、「11. 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業(総括表)」の通し番号と共通させること。

別表2

11. 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業(個表2)

市町村名

事業者の名称(クラブ名) ①	学校との情報共有		保護者への 連絡・情報共有		防災・防犯対策				要望・苦情への対応			児童虐待早期発見 への取組		
	実施 予定	主な取組内容 ②	実施 予定	主な取組内容 ③	実施 予定	計画策定予定時期 ④	実施 予定	避難訓練計画回数 ⑤	実施 予定	苦情相談窓口の 設置予定時期 ⑥	実施 予定	利用者への周知方法 ⑦	実施 予定	主な取組内容 ⑧
						年月		回		年月				
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

(記載上の注意)

- ①欄の事業者の名称(クラブ名)は、「11. 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業(総括表)」の通し番号と共通させること。
- ②～⑤、⑦、⑧欄は、実施予定の場合に○を付すこと

12. 地域子育て支援拠点事業
(1) 一般型

市町村名

NO	実施施設の名称 ①	実施場所 ②	委託・補助の別 ③	事業実施月数 (月) ④	開設日数 (週あたり) (日) ⑤	開設時間 (1日あたり) (時間) ⑥	専任職員の配置			地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 ⑩	従来のセンター型実施の有無 ⑪	地域支援 ⑫	開設前準備経費		対象経費の支出予定額 ⑮	国庫補助基準額 ⑯
							常勤職員 a (人) ⑦	非常勤職員 b (人) ⑧	計 a+b (人) ⑨				改修費・備品購入費 ⑬	礼金及び賃借料(開設前月分) ⑭		
1									0							
2									0							
3									0							
4									0							
5									0							
計	0か所									0か所	0か所					

(記入上の注意)

- ②欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑩欄は、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成●年●月●日<発番>)中、4の②のエの(ア)～(エ)のうち該当する記号を全て選択すること。
- ⑪欄には、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を選択すること。
- ⑫欄は、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成●年●月●日<発番>)中、4の②のカの(ア)～(エ)のうち該当する記号を全て選択すること。
- ⑬欄は、「開設前準備経費」の「改修費・備品購入費」の対象となる場合に「改修費のみ」、「備品購入費のみ」、「改修費及び備品購入費」のいずれか該当するものを選択すること。
- ⑭欄は、「開設前準備経費」の「礼金及び賃借料(開設前月分)」の対象となる場合に「礼金のみ」、「賃借料(開設前月分)のみ」、「礼金及び賃借料(開設前月分)」のいずれか該当するものを選択すること。

(2) 出張ひろば

NO	出張元名称 ①	出張先名称 ②	事業実施月数 (月) ③	開設日数 (週あたり) (日) ④	開設時間 (1日あたり) (時間) ⑤	開設前準備経費		対象経費の支出予定額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨
						改修費・備品購入費 ⑥	礼金及び賃借料(開設前月分) ⑦		
1									
2									
3									
4									
5									
計		0か所							

(記入上の注意)

- ①欄には、出張元となっている一般型及び地域機能強化型の拠点の名称を記入すること
- ⑤欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑥欄は、「開設前準備経費」の「改修費・備品購入費」の対象となる場合に「改修費のみ」、「備品購入費のみ」、「改修費及び備品購入費」のいずれか該当するものを選択すること。
- ⑦欄は、「開設前準備経費」の「礼金及び賃借料(開設前月分)」の対象となる場合に「礼金のみ」、「賃借料(開設前月分)のみ」、「礼金及び賃借料(開設前月分)」のいずれか該当するものを選択すること。

(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

NO	実施施設の名称 ①	実施場所 ②	委託・補助の別 ③	事業実施月数 (月) ④	開設日数 (週あたり) (日) ⑤	開設時間 (1日あたり) (時間) ⑥	専任職員の 配置 (人) ⑦	事業内容 ⑧	保健相談(週 3回程度実 施)の有無 ⑨	開設年月日 (平成19年3月31 日以前でなければ 対象とならない) (年月日) ⑩	対象経費の 支出予定額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫
1												
2												
3												
4												
5												
計	0か所								0か所			

(記入上の注意)

- ②欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑧欄は、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成●年●月●日<発番>)中、4の②のキの(イ)のdの(a)~(c)のうち該当する記号を全て選択すること。
- ⑨欄には、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成●年●月●日<発番>)中、4の②のキの(ウ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記載すること。
- 開設年月日が平成19年3月31日以前であることを確認すること(平成19年4月1日以降の新規開設は認められない。)

(4)連携型

NO	実施施設の名称 ①	実施場所 ②	委託・補助の別 ③	事業実施月数 (月) ④	開設日数 (週あたり) (日) ⑤	開設時間 (1日あたり) (時間) ⑥	専任職員の 配置 (人) ⑦	地域の子育て 力を高める取 組の実施の 有無 ⑧	開設準備前経費		対象経費の 支出予定額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫
									改修費・備品購 入費 ⑨	礼金及び賃借料 (開設前月分) ⑩		
1												
2												
3												
4												
5												
計	0か所								0か所			

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑨欄は、「開設前準備経費」の「改修費・備品購入費」の対象となる場合に「改修費のみ」、「備品購入費のみ」、「改修費及び備品購入費」のいずれか該当するものを選択すること。
- ⑩欄は、「開設前準備経費」の「礼金及び賃借料(開設前月分)」の対象となる場合に「礼金のみ」、「賃借料(開設前月分)のみ」、「礼金及び賃借料(開設前月分)」のいずれか該当するものを選択すること。

別表2

13. 一時預かり事業

市町村名 _____

(1) 一般型(基幹型施設含む)

	施設名称 ①	設置主体 ②	実施場所 ③	開所時間 ④	開所日数 ⑤	利用児童数 見込み ⑥	職員数				基幹型施設 ⑪	経過措置 ⑫	対象経費の 支出予定額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭
							保育士 ⑦	家庭的保育 者 ⑧	研修受講者 ⑨	合計 ⑩				
1										0				
2										0				
3										0				
4										0				
5										0				
計	か所					人					か所	か所	円	円

(記載上の注意)

- ③欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記載すること。
- ⑧欄は、1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合に記載すること。
- 基幹型施設の場合は、⑪欄に○を記載すること。
- 平成25年度において地域密着Ⅱ型を実施し、経過措置として実施している場合には、⑫欄に○を記載すること。

(2) 余裕活用型

	施設名称 ①	設置主体 ②	実施場所 ③	利用児童数 見込み ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計	か所			人	円	円

(記載上の注意)

- ③欄は、認定こども園(幼稚園型)、認定こども園(地方裁量型)、保育所、小規模保育(A)、小規模保育(B)、小規模保育(C)、グループ型小規模保育、家庭的保育から、該当するものを記載すること。

(3) 開設準備経費

① 改修費等

施設名称 ①	事業開始予 定年月日 ②	対象経費の 支出予定額 ③	国庫補助 基準額 ④
か所		円	円

②礼金及び賃借料(開設前月分)

施設名称 ①	事業開始予 定年月日 ②	対象経費の 支出予定額 ③	国庫補助 基準額 ④
か所		円	円

別表2

市町村名 _____

14. ファミリー・サポート・センター事業

(1)ファミリー・サポート・センターの概要

1.アドバイザー の人数	2.支部数	3.会員数				4.補償保険への加入
		(1)援助を行いたい 会員(提供会員)	(2)援助を受けたい 会員(依頼会員)	(3)両方会員	合計(1)+(2)+(3)	
(人)	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)	※必須
					0	

(記載上の注意)

- 1 基本事業と病児・緊急対応強化事業の両事業を実施する場合は、両事業の合計数を記載すること。
- 2 「2.支部数」については、実施要綱に基づく支部を設置した場合のみ記載。病児・緊急対応強化事業を実施する事務所等は支部には含まない。

(2)基本事業

センターの業務				
(1)会員の募集、 登録その他の 会員組織業務	(2)相互援助活動 の調整等	(3)相互援助に必要な 知識を付与する 講習会の開催	(4)講習時間数	(5)24時間以上の講習(講習 内容に「安全・事故」の 項目は必ず含む)の実施
※必須	※必須	※必須	(時間)	

(記載上の注意)

- 1 「(4)講習時間数」については、援助を行いたい会員(提供会員)を対象とした講習の時間数(実施要綱で望ましい内容として示した時間数は24時間)を記載すること。

(3)病児・緊急対応強化事業

1.センター等の業務							2.相互援助活動の内容	
(1)会員の募集、 登録その他の 会員組織業務	(2)相互援助活動 の調整等	(3)病児・病後児の預 かり等の相互援助に 必要な知識を付与す る講習会の開催	(4)医療機関との連携 体制の整備(医療アド バイザー・協力医療機 関の選定等)	(5)依頼受付時間 が8時間を超えて いること (8時間では対象外)	(6)近隣市町村会 員の受け入れ	(7)初年度体制 整備	(1)病児・病後児の 預かり	(2)病児・病後児の 預かり等の利用件 数(見込)
※必須	※必須	※必須	※必須	※必須			※必須	(件)

(記載上の注意)

- 1 「(3)病児・病後児預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催」については、基本事業との合計が実施要綱に示す項目、時間(24時間)を概ね満たした講習に限る。
- 2 「(7)初年度体制整備」については、今年度から新たに病児・緊急対応強化事業を実施する場合に限る。

(4)ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援

1.援助を行いたい会員 を優先して調整	2.早朝、夜間、宿泊、 休日の受け入れなどに 柔軟に対応	3.ひとり親家庭等の 受け入れに対する援助を 行いたい会員への助成

別表2

市町村名 _____

14. ファミリー・サポート・センター事業

(5) 開設準備経費

1.改修費・備品購入費	2.礼金・賃借料 (開設前月分)

(参考) 基準額算出表

項目	該当	補助基準額(円)	算定額(円)
(基本事業) 必須項目チェック	NG		
会員数	50人～99人	-	1,800,000
	100人～299人	-	2,000,000
	300人～599人	-	2,800,000
	600人～999人	-	4,000,000
	1,000人～1,499人	-	8,100,000
	1,500人～1,999人	-	12,100,000
	2,000人～2,999人	-	16,200,000
	3,000人以上	-	20,200,000
	支部の設置10か所以上	-	10,100,000
支部の設置10か所未満	-	1,000,000	
24時間以上の講習の実施	-	360,000	
(病児・緊急対応強化事業) 必須項目チェック	NG		
病児等の利用件数	～59件	-	1,800,000
	60件～119件	-	2,400,000
	120件～199件	-	3,800,000
	200件～299件	-	5,700,000
	300件～399件	-	7,700,000
	400件～599件	-	10,500,000
	600件以上	-	14,500,000
近隣市町村会員受入	-	1,000,000	
初年度体制整備	-	4,000,000	
ひとり親家庭等の利用支援	-	400,000	
改修費・備品購入費	-	4,000,000	
礼金・賃借料	-	600,000	
合計			0

別表2

15. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

市町村名	実施方法	
	直営・委託の別(選択)	委託の場合は委託先を記入

1. 要件 ※(1)、(2)の両方を満たしていない場合は対象とならない。

	該当する場合○を選択
(1) 実施計画を策定している	
(2) 研修を実施している	

2. 実施内容

	該当する場合○を選択
(1) ケース対応会議	
(2) 養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助と専門的相談支援をいずれも実施している。	

3 乳児のいる全ての家庭を訪問するための実施計画

	件数を入力
(1) 家庭訪問対象全家庭数	件
(2) 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(予定)	件

(記載上の注意)

1. 「3(2)乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数」には、当該年度の1年間における家庭訪問数を計上すること。

対象経費の支出予定額 ①	国庫補助基本額 ②	備考
円	円	

別表2

16. 養育支援訪問事業

市町村名	実施方法	
	直営・委託の別(選択)	委託の場合は委託先を記入

1 要件 ※(1)、(2)の両方を満たしていない場合は対象とならない。

該当する場合○を選択

(1) 中核機関を指定している	
(2) 研修を実施している	

(記載上の注意)

1. 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。

2 訪問延件数

訪問延件数を入力

(1) 育児・家事援助	件
(2) 専門的相談支援	件
(3) 分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	件

対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	備考
① 円	② 円	

別表2

17. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名 _____

1 実施要件 ※調整機関に職員を配置していない場合は本事業の対象とならない。

要保護児童対策調整機関に職員を配置している (平成26年4月1日現在)	該当する場合○を選択

2 実施内容

ア 調整機関職員の専門性強化	該当する場合受講者数を入力
(ア) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)を受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)	人
(イ) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修を受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)	人
イ 地域ネットワーク構成員の連携強化の実施	該当する場合○を選択
ウ 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組の実施	該当する場合○を選択
エ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組の実施	該当する場合○を選択
オ 地域住民への周知を図る取組の実施	該当する場合○を選択

対象経費の支出予定額 ①	国庫補助基本額 ②	備考

別表2

18. 子育て短期支援事業

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 (A-B) ③ 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
短期入所生活援助(ショートステイ)事業								
夜間養護等(トワイライトステイ)事業								
合 計	0	0	0	0	0			1/3

(記載上の注意)

1. 本表は、市町村が行う「子育て短期支援事業」について記載すること。
2. ⑥欄には、③欄、④欄及び⑤欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
3. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
4. ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

別表2

18. 子育て短期支援事業

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

市町村名

NO	実施施設名 ①	施設種別 ②	利用予定児童数						開設準備経費 ⑨	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪	備考
			2歳未満児、慢性疾患児		2歳以上児		緊急一時保護の母親					
			実人員(a) ③	年間延べ日数(b) ④	実人員(a) ⑤	年間延べ日数(b) ⑥	実人員(a) ⑦	年間延べ日数(b) ⑧				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
小計	0か所		0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- ②欄には、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「その他」を記載すること。
- ②欄に「その他」を記載した場合は、「備考欄」に具体的な施設種別を記載すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- 実施施設が里親や保育士等を登録している場合には、「里親」「保育士」の人数を「備考欄」に記載すること。
- 開設準備経費は、短期入所生活援助(ショートステイ)事業の実施初年度が対象。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外。
- ⑨欄は、「開設前準備経費」の「改修費・備品購入費」の対象となる場合に「改修費のみ」、「備品購入費のみ」、「改修費及び備品購入費」のいずれか該当するものを選択すること。

別表2

18. 子育て短期支援事業

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

市町村名

NO	実施施設名 ①	施設種別 ②	夜間養護事業				休日預かり事業		児童の送迎 の実施 ⑨	開設準備経費 ⑩	対象経費の 支出予定額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫	備考
			基本分		宿泊分		実人員(a) ⑦	年間延べ日数(b) ⑧					
			実人員(a) ③	年間延べ日数(b) ④	実人員(a) ⑤	年間延べ日数(b) ⑥							
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
小計	0か所		0	0	0	0	0			0	0		

(記載上の注意)

- ②欄には、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「その他」を記載すること。
- ②欄に「その他」を記載した場合は、「備考欄」に具体的な施設種別を記載すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- 実施施設が里親や保育士等を登録している場合には、「里親」「保育士」の人数を「備考欄」に記載すること。
- 開設準備経費は、夜間養護等(トワイライトステイ)事業の実施初年度が対象。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外。
- ⑩欄は、「開設前準備経費」の「改修費・備品購入費」の対象となる場合に「改修費のみ」、「備品購入費のみ」、「改修費及び備品購入費」のいずれか該当するものを選択すること。

別表2

19. 新規参入施設への巡回支援事業

市町村名

	施設名称 ①	施設種別 ②	巡回支援期間 ③	実施事業内容					対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
				①事業開始 前における相 談・助言等 ④	②事業開始 後における相 談・助言等 ⑤	③連携先の 照会等 ⑥	④連携施設 に代わる巡回 支援等 ⑦	⑤その他、市 町村が適当と 認めた事業 ⑧		
				実施する事業内容の欄に「○」を記入すること					円	円
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
	合 計									

(記載上の注意)

1. ②欄には、「保育所」、「小規模保育事業」、「〇〇型認定こども園」、「一時預かり事業」、「地域子育て支援拠点事業」等の別を記入すること。

別表2

20. へき地保育事業

市町村名 _____

施設名称	開所月数	設置場所	1日当たり平均入所児童数見込み	職員数			対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
				保育士	その他職員	合計		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
			人			0	円	円
						0		
						0		
						0		
						0		
か所								

(記載上の注意)

- ③欄は、「へき地保育事業の実施について」の別紙「へき地保育事業実施要綱」4(3)の①～④のうち該当する番号を記載すること。
- ④欄は、6人以上であること。
- 職員数については、⑤欄が1以上、⑦欄が2以上であること。

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇都道府県知事 印

平成26年度保育緊急確保事業費補助金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付申請書
●●市外 ●市町村分

平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付決定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>で申請のあった平成26年度保育緊急確保事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

- この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年●月●日<発番>)の別紙「保育緊急確保事業費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。
- 事業に要する経費及びこの補助金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円
- この補助金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
- この補助金は、交付要綱の5に規定する事項を条件として交付するものとする。
- 事業に係る実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成26年度保育緊急確保事業費補助金追加交付決定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした平成26年度保育緊急確保事業費補助金については、平成 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業、その他は「平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付決定通知書」の各項によるものである。
- 2 この補助金の額は次のとおりである。

今回交付決定額	金	円
前回交付決定額	金	円
差引追加額	金	円
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長 印

平成26年度保育緊急確保事業費補助金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 保育緊急確保事業費補助金精算書(別表1)
- 2 保育緊急確保事業費補助金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) その他参考となる資料

保育緊急確保事業費補助金精算書

市町村名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧	国庫補助金交付決定額 ⑨	国庫補助金受入済額 ⑩	差引過不足額 ⑪(⑩-⑨)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
I. 待機児童解消加速化プラン関係事業											
小規模保育運営支援事業								1/2			
グループ型小規模保育事業								1/2			
幼稚園における長時間預かり保育支援事業								1/2			
家庭的保育事業								1/2			
認定こども園事業								1/2			
保育体制強化事業								1/2			
認可移行総合支援事業								1/2			
民有地マッチング事業								1/2			
利用者支援事業								1/3			
小計											
保育士等処遇改善臨時特例事業								3/4			
待機児童解消加速化プラン関係事業 計											
II. その他事業											
放課後児童クラブ開所時間延長支援事業								1/3			
地域子育て支援拠点事業								1/3			
一時預かり事業								1/3			
ファミリー・サポート・センター事業								1/3			
乳児家庭全戸訪問事業								1/3			
養育支援訪問事業								1/3			
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3			
子育て短期支援事業								1/3			
新規参入施設への巡回支援事業								1/3			
へき地保育事業								1/2			
その他事業 計											
合計											

(記載上の注意)

- ⑤欄には、別表の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に本通知の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄の「合計」には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。

別表2

保育緊急確保事業費補助金内訳書

1. 小規模保育運営支援事業

市町村名

事業所名 ①	事業 類型 ②	連携施設の 有無 ③	食事の提供 方法 ④	設置 主体 ⑤	事業実施 月数 ⑥	定員 ⑦	利用児童数				対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
							⑧	4歳以上児	3歳児	1・2歳児		
					月	人	人	人	人	人	円	円
合計	か所	か所	か所	か所	か所	人	人	人	人	人	円	円
	A型 B型 C型	有 無	自 連 他	公 私								

(記載上の注意)

- ②欄は、A型・B型・C型の別を記入すること。
- ③欄は、連携施設が有る場合は「有」、無い場合には「無」と記入すること。
- ④欄は、自園調理の場合は「自」と、連携施設又は給食搬入施設から搬入の場合は「連」と、その他の方法による場合は「他」と記入すること。
- ⑤欄は、市町村の場合は「公」と、社会福祉法人等の場合は「私」と記入すること。
- ⑧欄は、各月の補助対象児童数の合計を記入すること。(児童数の算出方法については、基準額の算出方法に準じること。)(小数点第2位まで記入。)

別表2

2. グループ型小規模保育事業

市町村名

① 連携・実施保育所、委託先法人名 (市町村自らが支援体制を 取る場合、その支援方法)	② 家庭的保育 支援者番号	③ グループ番号	④ 家庭的保育者 番号	⑤ 対象経費の 実支出額	⑥ 国庫補助基準額	⑦ 事業実施 月数	⑧ 補助者数 (実人数)	⑨ 利用児童数 (実人数)	⑩ 延利用月 数	⑪ 実施形態	
				円	円	月	人	人	月		
										1. 個人実施型	
										2. 保育所実施型	
										1. 個人実施型	
										2. 保育所実施型	
										1. 個人実施型	
										2. 保育所実施型	
										1. 個人実施型	
										2. 保育所実施型	
										1. 個人実施型	
										2. 保育所実施型	
										1. 個人実施型	
										2. 保育所実施型	
										1. 個人実施型	
										2. 保育所実施型	
										1. 個人実施型	
										2. 保育所実施型	
か所	人	グループ	人	円	円	か所	人	人	月	合計	か所
	6月以上					6月以上				1.	か所
	6月未満					6月未満				2.	か所

(記載上の注意)

- ①欄において、市町村自らが支援体制を取る場合の支援方法について上記の枠内に収まらない場合は別紙(様式任意)に記載し添付すること。
- ②欄は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
- ③欄は、グループごとに、通し番号を記入し、④欄の者の属するグループであることが分かるようにすること。
- ④欄は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
- ⑪欄は、該当する番号の左に○印を付すこと。

別表2

3. 幼稚園における長時間預かり保育支援事業

市町村名 _____

	施設名称 ①	開園日数 ②	開園時間 ③	事業実施月数 ④	利用児童数					対象経費の 実支出額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫	
					乳児 ⑤	1・2歳児 ⑥	1・2歳児 (私学助成対象) ⑦	3歳児 ⑧	4歳以上児 ⑨			合計 ⑩
1					人	人	人	人	人	人	円	円
2										0		
3										0		
4										0		
5										0		
計	か所											

(記載上の注意)

- ⑤～⑨欄は、各月の補助対象児童数の合計を記入すること。(児童数の算出方法については、基準額の算出方法に準じること。)(小数点第2位まで記入。)
- ⑥欄には私学助成(一般補助)の対象外の児童数、⑦欄には満3歳児として私学助成(一般補助)の対象となる児童数を記載すること。

別表2

4. 家庭的保育事業

市町村名

連携・実施保育所、委託先法人名 (市町村自らが支援体制を 取る場合、その支援方法) ①	家庭的保育 支援者番号 ②	家庭的保育者 番号 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	補助者数 (実人数) ⑦	利用児童数 (実人数) ⑧	延利用月 数 ⑨	実施形態 ⑩
			円	円	月	人	人	月	
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
か所	人	人	円	円	か所	人	人	月	合計 か所
	6月以上				6月以上				1. か所
	6月未満				6月未満				2. か所

(記載上の注意)

- ①欄において、市町村自らが支援体制を取る場合の支援方法について上記の枠内に収まらない場合は別紙(様式任意)に記載し添付すること。
- ②欄は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
- ③欄は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
- ⑩欄は、該当する番号の左に○印を付すこと。

別表2

4. 認定こども園事業

(1) 機能部分に対する補助

市町村名

認定こども園の名称 ①	類型 ②	事業実施 月数 ③	定員 ④	利用児童数				対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	
				⑤	4歳以上児 人	3歳児 人	1・2歳児 人			乳児 人
		月	人	人	人	人	人	円	円	
合計	か所 幼 保	か所	か所	人	人	人	人	人	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、幼稚園型認定こども園の場合は「幼」と、保育所型認定こども園の場合は「保」と記入すること。
- ④欄は、本事業を行った認定こども園について、機能部分の定員を記入すること。
- ⑤欄は、各月の補助対象児童数の合計を記入すること。(児童数の算出方法については、基準額の算出方法に準じること。)(小数点第2位まで記入。)

別表2

4. 認定こども園事業

(2) 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

市町村名

認定こども園の名称 ①	類型 ②	事業実施 月数 ③	利用児童数			対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	
			④	4歳以上児	3歳児			2歳児
		月	人	人	人	人	円	円
合計	か所 連 幼	月	人	人	人	人	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、幼保連携型認定こども園の場合「連」と、幼稚園型認定こども園の場合「幼」と記入すること。
- ④欄は、各月の補助対象児童数の合計を記入すること。(算出方法については、基準額の算出方法に準じること。)(小数点第2位まで記入。)

別表2

6. 保育体制強化事業

市町村名

対象施設名 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助基準額 ③	保育支援者 配置年月日 ④	保育支援者 配置数 ⑤	保育支援者配置月 の保育士数 ⑥	保育支援者配置し た前年同月の保育 士数 ⑦	保育支援者配置月 の保育士以外の職 員数 ⑧	保育支援者配置し た前年同月の保育 士以外の職員数 ⑨
	円	円						
か所	円	円		人	人	人	人	人

(記載上の注意)

1. ⑦⑨欄において、前年同月の実績がない場合は、「前年同月」を「保育所開所月」を読み替えること。

2. ⑧欄の保育士以外の職員数には保育支援者は含まない。

別表2

7. 認可化移行総合支援事業(総括)

市町村名 _____

対象施設名 ①	補助内容(実施の有無)				
	運営費(A型) ②	運営費(B型) ③	調査費 ④	助言指導費 ⑤	移転費 ⑥
か所	か所	か所	か所	か所	か所

(記載上の注意)

1. ②～⑥欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	対象経費の実支出額 円	国庫補助基準額 円
1. 運営費(A型)		
運営費(B型)		
2. 助言指導費		
3. 調査費		
4. 移転等支援費		
計		

別表2

7. 認可化移行総合支援事業(運営費A型)

市町村名

対象施設名 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助基準額 ③	事業実施 月数 ④	利用児童数				設備運営基 準第32条の 適否 ⑥	設備運営基 準第33条の 適否 ⑦
				⑤	4歳以上児	3歳児	1・2歳児		
	円	円	月	人	人	人	人	人	
か所	円	円	か所	人	人	人	人	人	か所
								適 否	適 6割 1/3

(記載上の注意)

- ⑤欄は、各月の補助対象児童数の合計を記入すること。(児童数の算出方法については、基準額の算出方法に準じること。)
(小数点第2位まで記入。)
- ⑥欄は、設備運営基準第32条の基準を満たしている施設は「適」と、事業開始後5年以内に満たす見込みである施設は「否」と記入すること。
- ⑦欄は、保育士又は看護師の配置が設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数を満たす場合は「適」、6割である場合は「6割」、1/3以上である場合は「1/3」と記入すること。

別表2

7. 認可化移行総合支援事業(運営費B型)

市町村名

対 象 施 設 名 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助基準額 ③	事業実施 月数 ④	⑤	利用児童数				設備運営基 準第33条の 適否 ⑥
					4歳以上児	3歳児	1・2歳児	乳児	
	円	円	月	人	人	人	人	人	
か所	円	円	か所	人	人	人	人	人	か所
									適否

(記載上の注意)

- ⑤欄は、各月の補助対象児童数の合計を記入すること。(児童数の算出方法については、基準額の算出方法に準じること。)
(小数点第2位まで記入。)
- ⑥欄は、設備運営基準第33条の基準を満たしている施設は「適」と、子ども・子育て支援新制度施行前に満たす見込みである施設は「否」と記入すること。

別表2

7. 認可化移行総合支援事業(助言指導費)

市町村名

対 象 施 設 名 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助基準額 ③	移行計画書の 有無 ④	計画策定 年月日 ⑤	移行予定 年月日 ⑥
	円	円			
か所	円	円			

別表2

7. 認可化移行総合支援事業(調査費)

市町村名

対 象 施 設 名 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助基準額 ③	計画策定 年月日 ④	移行予定 年月日 ⑤
	円	円		
か所	円	円		

別表2

7. 認可化移行総合支援事業(移転費等)

市町村名

	施設名称 ①	対象経費の実支出額		国庫補助基準額 ⑤
		②	移転費 ③	
		円	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
	合 計			

別表2

8. 民有地マッチング事業

市町村名

整備候補地		保育所整備法人等		マッチング数	整備決定数
応募数 ①	選定数 ②	応募数 ③	選定数 ④		
か所	か所	団体	団体	か所	か所

対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧
円	円

別表2

9. 利用者支援事業
(1) 基本型

市町村名

NO	実施施設の名称 ①	実施場所 ②	委託・補助の別 ③	事業実施 月数 (月) ④	受付窓口の 開設日数 (週あたり) (日) ⑤	受付窓口の 開設時間 (1日あたり) (時間) ⑥	職員の配置			対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪
							専任職員 a (人) ⑦	補助職員 b (人) ⑧	計 a+b (人) ⑨		
1									0		
2									0		
3									0		
4									0		
5									0		
計	0か所										

(記入上の注意)

- ②欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、最低の時間数を記入すること。

(2) 特定型

NO	実施施設の名称 ①	実施場所 ②	委託・補助の別 ③	事業実施 月数 (月) ④	受付窓口の 開設日数 (週あたり) (日) ⑤	受付窓口の 開設時間 (1日あたり) (時間) ⑥	職員の配置			実施対象施設・事業等 ⑩	0~5歳 児童人口 (万人) ⑪	実施自治体の 条件 ⑫	対象経費の 実支出額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭
							専任職員 a (人) ⑦	補助職員 b (人) ⑧	計 a+b (人) ⑨					
1									0					
2									0					
3									0					
4									0					
5									0					
計	0か所													

(記入上の注意)

- ②欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、最低の時間数を記入すること。
- ⑩欄は、①教育施設、②保育施設、③地域の子育て支援事業等の中から対象としている分野を選択すること(複数選択可)
- ⑪欄は、0~5歳の児童人口を、1万人未満切上げにより記入すること。
- ⑫欄には、次の(1)~(3)のいずれかについて、該当する番号を記載すること。(複数選択可)
 - 市町村内の認可保育所の定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。
 - 市町村内に認可保育所を100施設以上有していること。
 - 旧児童福祉法第56条の8第1項に定める「特定市町村」であること。

別表2

10. 保育士等処遇改善臨時特例事業

市町村名

保育所名 ①	保育所ごとに算出した交付額 ②	配分調整後の交付額 ③	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	賃金改善額									
					保育士 (常勤職員)			保育士 (非常勤)			保育士以外の職員			
					賃金改善に要した費用総額 ⑥	対象職員数(延べ人数) ⑦	一人当たりの賃金改善月額 ⑧	賃金改善に要した費用総額 ⑨	対象職員数(延べ人数) ⑩	一人当たりの賃金改善月額 ⑪	賃金改善に要した費用総額 ⑫	対象職員数(延べ人数) ⑬	一人当たりの賃金改善月額 ⑭	
円	円	円	円	円	人	円	円	人	円	円	人	円		
合計	か所	円	円	円	円	円	人	/	円	人	/	円	人	/

(記載上の注意)

- ③欄について該当がない場合は「-」を記載すること。
- ⑥欄、⑦欄、⑧欄については、「保育士等処遇改善臨時特例事業実施要綱」(以下、実施要綱という。)の8に定める別紙様式2の(2)アの⑦賃金改善に要した費用の総額、③対象職員、⑨一人当たりの賃金改善月額を記入すること。
- ⑨欄、⑩欄、⑪欄については、実施要綱の8に定める別紙様式2の(2)イの⑦賃金改善に要した費用の総額、③対象職員、⑨一人当たりの賃金改善月額を記入すること。
- ⑫欄、⑬欄、⑭欄については、実施要綱の8に定める別紙様式2の(3)の⑦賃金改善に要した費用の総額、③対象職員、⑨一人当たりの賃金改善月額を記入すること。

別表2

11. 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業(総括表)

市町村名

事業者の名称(クラブ名)	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	差引過不足額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑩-⑨)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1					1,560,000						
2					1,560,000						
3					1,560,000						
4					1,560,000						
5					1,560,000						
6					1,560,000						
7					1,560,000						
8					1,560,000						
9					1,560,000						
10					1,560,000						
合 計											

(記載上の注意)

- ①欄、④欄には、賃金額の増加に必要な資金を計上し、放課後児童健全育成事業に通常要する費用(賃金額を増加する前の人件費、事業費)は計上しないこと。
- ⑤欄には、別表の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄の合計額、④欄の合計額及び⑤欄の合計額を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の合計額に本通知の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄の「合計」には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。

別表2

11. 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業(個表1)

市町村名 _____

事業者の名称(クラブ名)	開所時間帯 における 従事者数	うち「児童の遊 びを指導する 者」の数	開設時間 (平日)	開設時間 (長期休暇等)	年間開所日数	賃金改善し た従事者数	賃金改善した給与項目					
							基本給	手当	手当の内容	賞与	その他	その他の内容
	人	人	(例)12:30~19:00	(例)9:00~18:00	日	人	該当欄に○を付すこと					
1			: ~ :	: ~ :								
2			: ~ :	: ~ :								
3			: ~ :	: ~ :								
4			: ~ :	: ~ :								
5			: ~ :	: ~ :								
6			: ~ :	: ~ :								
7			: ~ :	: ~ :								
8			: ~ :	: ~ :								
9			: ~ :	: ~ :								
10			: ~ :	: ~ :								

(記載上の注意)

1. 事業者の名称(クラブ名)は、「11. 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業(総括表)」の通し番号と共通させること。

別表2

11. 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業(個表2)

市町村名

事業者の名称(クラブ名)	学校との情報共有		保護者への連絡・情報共有		防災・防犯対策				要望・苦情への対応				児童虐待早期発見への取組	
	実施	主な取組内容	実施	主な取組内容	実施	計画策定期間	実施	避難訓練回数	実施	苦情相談窓口の設置時期	実施	利用者への周知方法	実施	主な取組内容
						年月		回		年月				
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

(記載上の注意)

- 事業者の名称(クラブ名)は、「11. 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業(総括表)」の通し番号と共通させること。
- 実施欄には○を付すこと。

別表2

12. 地域子育て支援拠点事業
(1) 一般型

市町村名

NO	実施施設の名称 ①	実施場所 ②	委託・補助の別 ③	事業実施月数 (月) ④	開設日数 (週あたり) (日) ⑤	開設時間 (1日あたり) (時間) ⑥	専任職員の配置			地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 ⑩	従来のセンター型実施の有無 ⑪	地域支援 ⑫	開設前準備経費		対象経費の実支出額 ⑮	国庫補助基準額 ⑯
							常勤職員 a (人) ⑦	非常勤職員 b (人) ⑧	計 a+b (人) ⑨				改修費・備品購入費 ⑬	礼金及び賃借料 (開設前月分) ⑭		
1									0							
2									0							
3									0							
4									0							
5									0							
計	0か所									0か所	0か所					

(記入上の注意)

- ②欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑩欄は、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成●年●月●日<発番>)中、4の②のエの(ア)～(エ)のうち該当する記号を全て選択すること。
- ⑪欄には、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を選択すること。
- ⑫欄は、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成●年●月●日<発番>)中、4の②のカの(ア)～(エ)のうち該当する記号を全て選択すること。
- ⑬欄は、「開設前準備経費」の「改修費・備品購入費」の対象となる場合に「改修費のみ」、「備品購入費のみ」、「改修費及び備品購入費」のいずれか該当するものを選択すること。
- ⑭欄は、「開設前準備経費」の「礼金及び賃借料(開設前月分)」の対象となる場合に「礼金のみ」、「賃借料(開設前月分)のみ」、「礼金及び賃借料(開設前月分)」のいずれか該当するものを選択すること。

(2) 出張ひろば

NO	出張元名称 ①	出張先名称 ②	事業実施月数 (月) ③	開設日数 (週あたり) (日) ④	開設時間 (1日あたり) (時間) ⑤	開設前準備経費		対象経費の実支出額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨
						改修費・備品購入費 ⑥	礼金及び賃借料 (開設前月分) ⑦		
1									
2									
3									
4									
5									
計		0か所							

(記入上の注意)

- ①欄には、出張元となっている一般型及び地域機能強化型の拠点の名称を記入すること
- ⑤欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑥欄は、「開設前準備経費」の「改修費・備品購入費」の対象となる場合に「改修費のみ」、「備品購入費のみ」、「改修費及び備品購入費」のいずれか該当するものを選択すること。
- ⑦欄は、「開設前準備経費」の「礼金及び賃借料(開設前月分)」の対象となる場合に「礼金のみ」、「賃借料(開設前月分)のみ」、「礼金及び賃借料(開設前月分)」のいずれか該当するものを選択すること。

(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

NO	実施施設の名称 ①	実施場所 ②	委託・補助の別 ③	事業実施月数 (月) ④	開設日数 (週あたり) (日) ⑤	開設時間 (1日あたり) (時間) ⑥	専任職員の配 置 (人) ⑦	事業内容 ⑧	保健相談(週 3回程度実 施)の有無 ⑨	開設年月日 (平成19年3月31 日以前でなけれ ば対象とならな い) (年月日) ⑩	対象経費の 実支出額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫
1												
2												
3												
4												
5												
計	0か所								0か所			

(記入上の注意)

- ②欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑧欄は、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成●年●月●日<発番>)中、4の②のキの(i)のdの(a)~(c)のうち該当する記号を全て選択すること。
- ⑨欄には、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成●年●月●日<発番>)中、4の②のキの(ウ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記載すること。
- 開設年月日が平成19年3月31日以前であることを確認すること(平成19年4月1日以降の新規開設は認められない。)

(4)連携型

NO	実施施設の名称 ①	実施場所 ②	委託・補助の別 ③	事業実施月数 (月) ④	開設日数 (週あたり) (日) ⑤	開設時間 (1日あたり) (時間) ⑥	専任職員の配 置 (人) ⑦	地域の子育て 力を高める取 組の実施の有 無 ⑧	開設準備前経費		対象経費の 実支出額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫
									改修費・備品購 入費 ⑨	礼金及び賃借料 (開設前月分) ⑩		
1												
2												
3												
4												
5												
計	0か所								0か所			

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑨欄は、「開設前準備経費」の「改修費・備品購入費」の対象となる場合に「改修費のみ」、「備品購入費のみ」、「改修費及び備品購入費」のいずれか該当するものを選択すること。
- ⑩欄は、「開設前準備経費」の「礼金及び賃借料(開設前月分)」の対象となる場合に「礼金のみ」、「賃借料(開設前月分)のみ」、「礼金及び賃借料(開設前月分)」のいずれか該当するものを選択すること。

別表2

13. 一時預かり事業

市町村名 _____

(1) 一般型(基幹型施設含む)

	施設名称 ①	設置主体 ②	実施場所 ③	開所時間 ④	開所日数 ⑤	利用児童数 ⑥	職員数				基幹型施設 ⑪	経過措置 ⑫	対象経費の 実支出額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭
							保育士 ⑦	家庭的保育 者 ⑧	研修受講者 ⑨	合計 ⑩				
1									0					
2									0					
3									0					
4									0					
5									0					
計	か所					人				か所	か所	円	円	

(記載上の注意)

- ③欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記載すること。
- ⑧欄は、1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合に記載すること。
- 基幹型施設の場合は、⑪欄に○を記載すること。
- 平成25年度において地域密着Ⅱ型を実施し、経過措置として実施している場合には、⑫欄に○を記載すること。

(2) 余裕活用型

	施設名称 ①	設置主体 ②	実施場所 ③	利用児童数 ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計	か所			人	円	円

(記載上の注意)

- ③欄は、認定こども園(幼稚園型)、認定こども園(地方裁量型)、保育所、小規模保育(A)、小規模保育(B)、小規模保育(C)、グループ型小規模保育、家庭的保育から、該当するものを記載すること。

(3) 開設準備経費

① 改修費等

施設名称 ①	事業開始 年月日 ②	対象経費の 実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
か所		円	円

②礼金及び賃借料(開設前月分)

施設名称 ①	事業開始 年月日 ②	対象経費の 実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
か所		円	円

別表2

14. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

市町村名 _____

(1)ファミリー・サポート・センターの概要

1.アドバイザー の人数	2.支部数	3.会員数				4.補償保険への加入
		(1)援助を行いたい 会員(提供会員)	(2)援助を受けたい 会員(依頼会員)	(3)両方会員	合計(1)+(2)+(3)	
(人)	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)	※必須
					0	

(記載上の注意)

- 1 基本事業と病児・緊急対応強化事業の両事業を実施する場合は、両事業の合計数を記載すること。
- 2 「2.支部数」については、実施要綱に基づく支部を設置した場合のみ記載。病児・緊急対応強化事業を実施する事務所等は支部には含まない。

(2)基本事業

1.センターの業務					2.活動実績								3.合同実施市町村 (市町村名)
(1)会員の募集、 登録その他の 会員組織業務	(2)相互援助活動 の調整等	(3)相互援助に必要 な知識を付与する 講習会の開催	(4)講習時間数	(5)24時間以上の講習(講 習内容に「安全・事故」の 項目は必ず含む)の実施	(1)保育施設の 保育開始時や 保育終了後の 子どもの預かり	(2)保育施設 までの送迎	(3)放課後児童 クラブ終了後の 子どもの預かり	(4)学校の放課 後の子どもの 預かり	(5)冠婚葬祭や 他の子どもの 学校行事の際の 子どもの預かり	(6)買い物等外出 の際の子どもの 預かり	(7)その他	(8)合計活動件数	
※必須	※必須	※必須	(時間)		(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	0

(記載上の注意)

- 1 「(4)講習時間数」については、援助を行いたい会員(提供会員)を対象とした講習の時間数(実施要綱で望ましい内容として示した時間数は24時間)を記載すること。
- 2 「3.合同実施市町村」については、事業の全部を合同により実施し代表する1市町村が申請を行う場合、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

(3)病児・緊急対応強化事業

1.センター等の業務							2.活動実績					3.合同実施市町村 (市町村名)
(1)会員の募集、 登録その他の 会員組織業務	(2)相互援助活動 の調整等	(3)病児・病後児の預 かり等の相互援助に 必要な知識を付与す る講習会の開催	(4)医療機関との連携 体制の整備(医療アド バイザー・協力医療機 関の選定等)	(5)依頼受付時間 が8時間を超えて いること (8時間では対象外)	(6)近隣市町村会 員の受け入れ	(7)初年度体制 整備	(1)病児・病後児の 預かり	(2)宿泊を伴う 預かり	(3)その他(早朝・夜 間等の緊急時の 預かりなど)	(4)左記(1)~(3)に伴 う保育施設、病児・ 病後児施設、自宅 等への送迎	(5)合計活動件数	
※必須	※必須	※必須	※必須	※必須			(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	0

(記載上の注意)

- 1 「(3)病児・病後児預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催」については、基本事業との合計が実施要綱に示す項目、時間(24時間)を概ね満たした講習に限る。
- 2 「(7)初年度体制整備」については、今年度から新たに病児・緊急対応強化事業を実施する場合に限る。
- 3 「3.合同実施市町村」については、事業の全部を合同により実施し代表する1市町村が申請を行う場合、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

(4)ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援

1.援助を行いたい会員 を優先して調整	2.早朝、夜間、宿泊、 休日の受入れなどに 柔軟に対応	3.ひとり親家庭等の 受入れに対する援助を 行いたい会員への助成

別表2

14. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

市町村名 _____

(5) 開設準備経費

1.改修費・備品購入費	2.礼金・賃借料 (開設前月分)

(参考) 基準額算出表

項目	該当	補助基準額(円)	算定額(円)
(基本事業) 必須項目チェック	NG		
会員数	50人～99人	-	1,800,000
	100人～299人	-	2,000,000
	300人～599人	-	2,800,000
	600人～999人	-	4,000,000
	1,000人～1,499人	-	8,100,000
	1,500人～1,999人	-	12,100,000
	2,000人～2,999人	-	16,200,000
	3,000人以上	-	20,200,000
	支部の設置10か所以上	-	10,100,000
支部の設置10か所未満	-	1,000,000	
24時間以上の講習の実施	-	360,000	
(病児・緊急対応強化事業) 必須項目チェック	NG		
病児等の 利用 件数	～59件	-	1,800,000
	60件～119件	-	2,400,000
	120件～199件	-	3,800,000
	200件～299件	-	5,700,000
	300件～399件	-	7,700,000
	400件～599件	-	10,500,000
	600件以上	-	14,500,000
近隣市町村会員受入	-	1,000,000	
初年度体制整備	-	4,000,000	
ひとり親家庭等の利用支援	-	400,000	
改修費・備品購入費	-	4,000,000	
礼金・賃借料	-	600,000	
合計			0

別表2

15. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

市町村名	実施方法	
	直営・委託の別(選択)	委託の場合は委託先を記入

1. 要件 ※(1)、(2)の両方を満たしていない場合は対象とならない。

	該当する場合○を選択
(1) 実施計画を策定している	
(2) 研修を実施している	

2. 実施内容

	該当する場合○を選択
(1) ケース対応会議	
(2) 養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助と専門的相談支援をいずれも実施している。	

3 乳児のいる全ての家庭を訪問するための実施計画

	件数を入力
(1) 家庭訪問対象全家庭数	件
(2) 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数	件

(記載上の注意)

1. 「3(2)乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数」には、当該年度の1年間における家庭訪問数を計上すること。

対象経費の実支出額 ①	国庫補助基準額 ②	備考
円	円	

別表2

16. 養育支援訪問事業

市町村名	実施方法	
	直営・委託の別(選択)	委託の場合は委託先を記入

1 要件 ※(1)、(2)の両方を満たしていない場合は対象とならない。

該当する場合○を選択

(1) 中核機関を指定している	
(2) 研修を実施している	

(記載上の注意)

1. 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。

2 訪問延件数

訪問延件数を入力

(1) 育児・家事援助	件
(2) 専門的相談支援	件
(3) 分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	件

対象経費の実支出額	国庫補助基準額	備考
① 円	② 円	

別表2

17. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名 _____

1 実施要件 ※調整機関に職員を配置していない場合は本事業の対象とならない。

要保護児童対策調整機関に職員を配置している (平成26年4月1日現在)	該当する場合○を選択

2 実施内容

ア 調整機関職員の専門性強化	該当する場合受講者数を入力
(ア) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)を受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)	人
(イ) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修を受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)	人
イ 地域ネットワーク構成員の連携強化の実施	該当する場合○を選択
ウ 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組の実施	該当する場合○を選択
エ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組の実施	該当する場合○を選択
オ 地域住民への周知を図る取組の実施	該当する場合○を選択

対象経費の実支出額 ①	国庫補助基準額 ②	備考

別表2

18. 子育て短期支援事業

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 (A-B) ③ 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪ 円
短期入所生活援助(ショートステイ)事業											
夜間養護等(トワイライトステイ)事業											
合計	0	0	0	0	0	0	0	1/3 0	0	0	0

(記載上の注意)

1. 本表は、市町村が行う「子育て短期支援事業」について記載すること。
2. ⑥欄には、③欄、④欄及び⑤欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
3. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
4. ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
5. ⑪欄の「合計」には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。

別表2

18. 子育て短期支援事業

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

市町村名

NO	実施施設名 ①	施設種別 ②	利用児童数						開設準備経費 ⑨	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪	備考
			2歳未満児、慢性疾患児		2歳以上児		緊急一時保護の母親					
			実人員(a) ③	年間延べ日数(b) ④	実人員(a) ⑤	年間延べ日数(b) ⑥	実人員(a) ⑦	年間延べ日数(b) ⑧				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
小計	0か所		0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

1. 交付申請時に記載した全ての施設を記載すること。(実績0の場合も各利用人員「0」として計上すること。)
2. ②欄には、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「その他」を記載すること。
3. ②欄に「その他」を記載した場合は、「備考欄」に具体的な施設種別を記載すること。
4. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
5. 実施施設が里親や保育士等を登録している場合には、「里親」、「保育士」の人数を備考欄に記載すること。
6. 開設準備経費は、短期入所生活援助(ショートステイ)事業の実施初年度が対象。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外。
7. ⑨欄は、「開設前準備経費」の「改修費・備品購入費」の対象となる場合に「改修費のみ」、「備品購入費のみ」、「改修費及び備品購入費」のいずれか該当するものを選択すること。

別表2

18. 子育て短期支援事業

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

市町村名

NO	実施施設名 ①	施設種別 ②	夜間養護事業				休日預かり事業		児童の送迎 の実施 ⑨	開設準備 経費 ⑩	対象経費の 実支出額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫	備考
			基本分		宿泊分		実人員(a) ⑦	年間延べ日数(b) ⑧					
			実人員(a) ③	年間延べ日数(b) ④	実人員(a) ⑤	年間延べ日数(b) ⑥							
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
小計	0か所		0	0	0	0	0			0	0		

(記載上の注意)

1. 交付申請時に記載した全ての施設を記載すること。(実績0の場合も各利用人員「0」として計上すること。)
2. ②欄には、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「その他」を記載すること。
3. ②欄に「その他」を記載した場合は、「備考欄」に具体的な施設種別を記載すること。
4. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
5. 実施施設が里親や保育士等を登録している場合には、「里親」、「保育士」の人数を備考欄に記載すること。
6. 開設準備経費は、夜間養護等(トワイライトステイ)事業の実施初年度が対象。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外。
7. ⑨欄は、「開設前準備経費」の「改修費・備品購入費」の対象となる場合に「改修費のみ」、「備品購入費のみ」、「改修費及び備品購入費」のいずれか該当するものを選択すること。

別表2

19. 新規参入施設への巡回支援事業

市町村名 _____

	施設名称 ①	施設種別 ②	巡回支援期間 ③	実施事業内容					対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
				①事業開始 前における相 談・助言等 ④	②事業開始 後における相 談・助言等 ⑤	③連携先の 照会等 ⑥	④連携施設 に代わる巡回 支援等 ⑦	⑤その他、市 町村が適当と 認めた事業 ⑧		
				実施する事業内容の欄に「○」を記入すること					円	円
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
	合 計									

(記載上の注意)

1. ②欄には、「保育所」、「小規模保育事業」、「〇〇型認定こども園」、「一時預かり事業」、「地域子育て支援拠点事業」等の別を記入すること。

別表2

20. へき地保育事業

市町村名 _____

施設名称	開所月数	設置場所	1日当たり平均入所児童数	職員数			対象経費の実支出額	国庫補助基準額
				保育士	その他職員	合計		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
			人			0	円	円
						0		
						0		
						0		
						0		
か所								

(記載上の注意)

- ③欄は、「へき地保育事業の実施について」の別紙「へき地保育事業実施要綱」4(3)の①～④のうち該当する番号を記載すること。
- ④欄は、6人以上であること。
- 職員数については、⑤欄が1以上、⑦欄が2以上であること。

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇都道府県知事 印

平成26年度保育緊急確保事業費補助金の事業実績報告書の提出について

平成 年 月 日<発番>により交付された標記について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付申請書
●●市外 ●市町村分

平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付額確定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>をもって交付決定した平成26年度保育緊急確保事業費補助金については、平成 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を金 円に確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。)

※()内は返還がある場合

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長 印

平成26年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

平成 年 月 日<発番>により交付決定のあった平成26年度保育緊急確保事業費補助金
について交付要綱の5の(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業
実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控
除額(要国庫補助金等返還相当額) | 金 | 円 |

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)